

負担対象工事の指定について

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第43条の5の規定に基づき、名古屋港管理組合が港湾環境整備負担金（以下「負担金」という。）を徴収するために定めた名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例（以下「負担金条例」という。）により、負担金の徴収対象に指定する港湾工事については、法の趣旨等を勘案し、次のとおり定めるものとする。

1 負担対象工事

平成23年度の負担金を徴収するにあたり、負担金条例第2条に定める負担金の徴収対象に指定する工事は、次のとおりとする。

工事の種類		工事に要した費用	工事の名称
①	港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事	千円 78,100	<ul style="list-style-type: none">中川運河（堀止）緑地護岸整備工事金城ふ頭中央緑地整備工事
②	港湾環境整備施設の維持の工事	180,675	<ul style="list-style-type: none">港湾環境整備施設の維持の工事
③	港湾における漂流物の除去等のための工事	30,907	<ul style="list-style-type: none">漂流物の除去その他清掃のための工事
計		289,682	

（緑地整備箇所は、緑地整備箇所図のとおり）

2 負担割合

負担金の対象となる負担割合は、当該工事の種類、規模等を勘案し、次のとおりとする。

工 事 の 種 類		工 事 の 名 称	負 担 割 合
①	港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事	<ul style="list-style-type: none">・ 中川運河（堀止）緑地護岸整備工事・ 金城ふ頭中央緑地整備工事	1/8 1/2
②	港湾環境整備施設の維持の工事	<ul style="list-style-type: none">・ 港湾環境整備施設の維持の工事	1/2
③	港湾における漂流物の除去等のための工事	<ul style="list-style-type: none">・ 漂流物の除去その他清掃のための工事	1/2

3 工場又は事業場の総面積

負担対象工事に対する負担区域内の工場又は事業場の敷地面積の合計は、次のとおりとする。

工 事 の 種 類		負 担 区 域	敷地面積の合計
①	港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事	名古屋港の臨港地区	千㎡ 37,223
②	港湾環境整備施設の維持の工事	名古屋港の臨港地区	34,498
③	港湾における漂流物の除去等のための工事	名古屋港の臨港地区及び港湾区域	37,482

港湾環境整備施設の建設又は改良の工事に対する敷地面積の合計には、事業場予定面積2,725千㎡を含む。